

議案第76号

朝来市附属機関の書面による審議に係る関係条例の整備に関する条例制定について

朝来市附属機関の書面による審議に係る関係条例の整備に関する条例制定を別紙のとおり定める。

令和2年12月1日提出

朝来市長 多 次 勝 昭

提案理由要旨

朝来市の附属機関のうち、会議を招集することが困難な場合においてその所掌する事務の円滑な執行を確保するための書面による審議が必要なものについて、当該書面による審議の特例を規定し、及び会議に関する規定等を改めるため、所要の条例整備をしようとするものです。

朝来市条例第 号

朝来市附属機関の書面による審議に係る関係条例の整備に関する条例
(朝来市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第1条 朝来市予防接種健康被害調査委員会条例(平成17年朝来市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条中「調査」を「調査及び審議」に改める。

第3条第1項中「第1号から第3号までの委員を市長」を「、市長」に改め、同項第4号を削る。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条を第7条とし、第5条第1項中「委員会」の次に「の会議(以下「会議」という。)」を加え、「招集する」を「招集し、会長が議長となる」に改め、同条第2項中「委員会」を「会議」に改め、「会議を」を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5条の次に次の1項を加える。

(書面による審議)

第6条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(朝来市農林業振興対策審議会条例の一部改正)

第2条 朝来市農林業振興対策審議会条例(平成17年朝来市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条第1項中「審議会」の次に「の会議(以下「会議」という。)」を加え、「招集する」を「招集し、会長が議長となる」に改め、同条第2項中「審議会」を「会議」に改め、「会議を」を削り、同条第3項中「審議会」を「会議」に、「会長」を「議長」に改め、同条の次に次の1項を加える。

(書面による審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(朝来市都市計画審議会条例の一部改正)

第3条 朝来市都市計画審議会条例（平成17年朝来市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「任命する」を「委嘱する」に改め、同項第3号中「若しくは兵庫県の職員又は住民」を「の職員」に改め、同項に次の1号を加える。

(4) 公募による市民

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条第1項中「審議会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、「招集する」を「招集し、会長が議長となる」に改め、同条第2項中「審議会」を「会議」に改め、「会議を」を削り、同条第3項中「審議会」を「会議」に、「会長」を「議長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（書面による審議）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員及び議事に関係のある臨時委員に報告しなければならない。

（朝来市消防団審議会条例の一部を改正）

第4条 朝来市消防団審議会条例（平成17年朝来市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「審議」を「調査及び審議」に改める。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条第1項中「審議会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、「招集する」を「招集し、会長が議長となる」に改め、同条第2項中「審議会」を「会議」に改め、「会議を」を削り、同条第3項中「審議会」を「会議」に、「会長」を「議長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（書面による審議）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

（朝来市文化財保護条例の一部改正）

第5条 朝来市文化財保護条例（平成17年朝来市条例第129号）の一部を次のように改正する。

目次中「第35条」を「第36条」に、「(第36条・第37条)」を「(第37条・第38条)」

に改める。

第23条中「市指定無形民俗文化財について準用し」を「市指定有形民俗文化財について準用し」に改める。

第37条を第38条とし、第36条を第37条とする。

第6章中第35条を第36条とし、第34条を第35条とし、第33条第1項中「審議会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、「招集する」を「招集し、会長が議長となる」に改め、同条第2項中「審議会」を「会議」に改め、「出席しなければ」の次に「、これを開き」を加え、同条第3項中「審議会」を「会議」に、「会長」を「議長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（書面による審議）

第34条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員及び議事に関係のある臨時委員に報告しなければならない。

（朝来市総合計画審議会条例の一部を改正）

第6条 朝来市総合計画審議会条例（平成17年朝来市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条第1項中「審議会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第2項中「審議会」を「会議」に改め、「、会議を」を削り、同条第4項中「審議会」を「会議」に、「会長」を「議長」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（書面による審議）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

（朝来市景観審議会条例の一部を改正）

第7条 朝来市景観審議会条例（平成25年朝来市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条第1項中「審議会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第2項から第4項までの規定中「審議会」を「会議」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（書面による審議）

第4条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(朝来市重要文化的景観保護条例の一部改正)

第8条 朝来市重要文化的景観保護条例（平成29年朝来市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第19条を第20条とし、第16条から第18条までを1条ずつ繰り下げ、第15条第1項中「整備管理委員会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第2項中「整備管理委員会」を「会議」に改め、同条第3項中「整備管理委員会の」を削り、同条第4項中「整備管理委員会」を「会議」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第16条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(朝来市子ども・子育て会議条例の一部改正)

第9条 朝来市子ども・子育て会議条例（平成25年朝来市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「「会議」を「「子育て会議」に改める。

第2条中「会議」を「子育て会議」に、「に関すること」を「を処理すること」に、「事項」を「事項について調査審議すること。」に改める。

第3条第1項中「会議」を「子育て会議」に改め、同条第2項第7号及び第8号を次のように改める。

(7) 公募による市民

(8) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第5条第1項及び第3項中「会議」を「子育て会議」に改める。

第8条中「会議」を「子育て会議」に改め、同条を第9条とし、第7条中「会議」を「子育て会議」に改め、同条を第8条とし、第6条第1項中「会議」を「子育て会議の会議（以下「会議」という。）に改め、同条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難と認めるときは、委員に書面を送付し、審議することを

もって会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(朝来市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例の一部改正)

第10条 朝来市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例（平成29年朝来市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第21条を第22条とし、第18条から第20条までを1条ずつ繰り下げ、第17条第1項中「審議会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第2項中「審議会」を「会議」に改め、同条第3項中「審議会の会議（以下「会議」という。）」を「会議」に、「、開くこと」を「開くこと」に改め、同条第4項中「審議会」を「会議」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第18条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(朝来市公共交通会議条例の一部改正)

第11条 朝来市公共交通会議条例（平成30年朝来市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り下げ、第6条第1項中「交通会議」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第2項中「交通会議の会議（以下「会議」という。）」を「会議」に、「、開くこと」を「開くこと」に改め、同条第3項中「交通会議」を「会議」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(書面による審議)

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

(朝来市介護保険事業計画等審議会条例の一部改正)

第12条 朝来市介護保険事業計画等審議会条例（令和2年朝来市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条第1項中「審議会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第2項中「審議会の」を削り、同条第3項中「審議会」を「会議」に改め、同条に次の1項を加える。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

第6条の次に次の1条を加える。

（書面による審議）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

（朝来市障害者自立支援協議会条例の一部改正）

第13条 朝来市障害者自立支援協議会条例（令和2年朝来市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とし、第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条第1項中「協議会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第2項中「協議会の会議（以下「会議」という。）」を「会議」に改め、同条第3項中「協議会」を「会議」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（書面による審議）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

（朝来市遺跡発掘調査等検討委員会条例の一部改正）

第14条 朝来市遺跡発掘調査等検討委員会条例（令和2年朝来市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第8条を第9条とし、第7条を第8条とし、第6条第1項中「検討委員会」の次に「の会議（以下「会議」という。）」を加え、同条第2項中「検討委員会の会議（以下「会議」という。）」を「会議」に改め、同条第3項中「検討委員会」を「会議」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（書面による審議）

第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、委員長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第76号資料

朝来市附属機関の書面による審議に係る関係条例の整備に関する条例

第1条 朝来市予防接種健康被害調査委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(任務)</p> <p>第2条 委員会は、市長からの要請により主として予防接種による健康被害発生に際し、当該事例について医学的な見地からの<u>調査</u>を行うものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、必要の都度<u>第1号から第3号までの委員を市長が委嘱する。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 市長</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会は、必要に応じて会長が<u>招集する。</u></p> <p>2 <u>委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条 (略)</p>	<p>(任務)</p> <p>第2条 委員会は、市長からの要請により主として予防接種による健康被害発生に際し、当該事例について医学的な見地からの<u>調査及び審議</u>を行うものとする。</p> <p>(組織)</p> <p>第3条 委員会は、次の者をもって組織し、必要の都度、<u>市長が委嘱する。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 <u>委員会の会議</u> (以下「<u>会議</u>」という。)は、必要に応じて会長が<u>招集し、会長が議長となる。</u></p> <p>2 <u>会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p>3 <u>会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p><u>(書面による審議)</u></p> <p>第6条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。</u></p> <p>(庶務)</p> <p>第7条 (略)</p>

(報酬) 第7条(略)	(報酬) 第8条(略)
(委任) 第8条(略)	(委任) 第9条(略)

第2条 朝来市農林業振興対策審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(会議) 第6条 審議会は、会長が招集する。	(会議) 第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。	2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。	3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
4 (略)	4 (略)
	(書面による審議)
	第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。
	2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。
	3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。
(報酬) 第7条(略)	(報酬) 第8条(略)
(委任) 第8条(略)	(委任) 第9条(略)

第3条 朝来市都市計画審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(組織) 第3条(略)	(組織) 第3条(略)
2 委員は、次に掲げる者のうち市長が任命する。	2 委員は、次に掲げる者のうち市長が委嘱する。
(1)、(2)(略)	(1)、(2)(略)
(3) 関係行政機関若しくは兵庫県	(3) 関係行政機関の職員

<p><u>員又は住民</u></p> <p>3、4（略） （議事）</p> <p>第6条 審議会は、会長が<u>招集する</u>。</p> <p>2 <u>審議会</u>は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上が出席しなければ<u>会議を開く</u>ことができない</p> <p>3 <u>審議会</u>の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、<u>会長</u>の決するところによる</p> <p>（委員報酬）</p> <p>第7条（略） （幹事）</p> <p>第8条（略） （委任）</p> <p>第9条（略）</p>	<p><u>(4) 公募による市民</u></p> <p>3、4（略） （議事）</p> <p>第6条 <u>審議会</u>の<u>会議</u>（以下「<u>会議</u>」という。）は、会長が<u>招集し</u>、<u>会長が議長となる</u>。</p> <p>2 <u>会議</u>は、委員及び議事に関する臨時委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない</p> <p>3 <u>会議</u>の議事は、出席した委員及び議事に関する臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、<u>議長</u>の決するところによる （<u>書面による審議</u>）</p> <p>第7条 <u>前条第1項の規定にかかわらず</u>、<u>会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき</u>、又は困難であると認めるときは、委員及び議事に関する臨時委員に書面を送付し、<u>審議することをもって会議に代えることができる</u>。</p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員及び議事に関する臨時委員に報告しなければならない。</u></p> <p>（委員報酬）</p> <p>第8条（略） （幹事）</p> <p>第9条（略） （委任）</p> <p>第10条（略）</p>
--	--

第4条 朝来市消防団審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>（組織）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員の任期は、当該諮問に係る<u>審議</u>が完了したときに終了するものとする。 （<u>会議</u>）</p>	<p>（組織）</p> <p>第4条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 委員の任期は、当該諮問に係る<u>調査及び審議</u>が完了したときに終了するものとする。 （<u>会議</u>）</p>

<p>第6条 審議会は、会長が<u>招集</u>する。</p> <p>2 <u>審議会</u>は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ、<u>会議</u>を開くことができない。</p> <p>3 <u>審議会</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、<u>会長</u>の決するところによる。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>第6条 <u>審議会の会議</u> (以下「<u>会議</u>」という。)は、会長が<u>招集</u>し、<u>会長が議長</u>となる。</p> <p>2 <u>会議</u>は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>会議</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、<u>議長</u>の決するところによる。 (書面による審議)</p> <p>第7条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長が審議会を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。</u></p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(委任)</p> <p>第10条 (略)</p>
--	---

第5条 朝来市文化財保護条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第6章 文化財保護審議会(第28条—<u>第35条</u>)</p> <p>第7章 <u>補則(第36条・第37条)</u> (準用規定)</p> <p>第23条 第7条から第12条までの規定は、<u>市指定無形民俗文化財</u>について<u>準用</u>し、第15条から第18条までの規定は、市指定無形民俗文化財について準用する。 (会議)</p> <p>第33条 審議会は、会長が<u>招集</u>する。</p>	<p>目次</p> <p>第6章 文化財保護審議会(第28条—<u>第36条</u>)</p> <p>第7章 <u>補則(第37条・第38条)</u> (準用規定)</p> <p>第23条 第7条から第12条までの規定は、<u>市指定有形民俗文化財</u>について<u>準用</u>し、第15条から第18条までの規定は、市指定無形民俗文化財について準用する。 (会議)</p> <p>第33条 <u>審議会の会議</u> (以下「<u>会議</u>」と</p>

<p>2 <u>審議会</u>は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、議決することができない。</p> <p>3 <u>審議会</u>の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数を以て決し、可否同数のときは、<u>会長</u>の決するところによる。</p> <p>(委員の報酬)</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>(補助金の返還)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第37条</u> (略)</p>	<p>いう。)は、会長が<u>招集し</u>、<u>会長が議長</u>となる。</p> <p>2 <u>会議</u>は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、<u>これを開き</u>、議決することができない。</p> <p>3 <u>会議</u>の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数を以て決し、可否同数のときは、<u>議長</u>の決するところによる。</p> <p>(書面による審議)</p> <p><u>第34条</u> <u>前条第1項の規定にかかわらず</u>、会長が<u>会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき</u>、又は困難であると認めるときは、委員及び議事に関係のある臨時委員に書面を送付し、<u>審議することをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は</u>、<u>前項の場合について準用する。</u>この場合において、これらの規定中「<u>出席</u>」とあるのは「<u>署名</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>3 <u>第1項の規定により書面による審議を行ったときは</u>、会長は、速やかにその結果を委員及び議事に関係のある臨時委員に報告しなければならない。</p> <p>(委員の報酬)</p> <p><u>第35条</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第36条</u> (略)</p> <p>(補助金の返還)</p> <p><u>第37条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第38条</u> (略)</p>
---	---

第6条 朝来市総合計画審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(会議)</p> <p>第6条 <u>審議会</u>は、会長が招集する。</p> <p>2 <u>審議会</u>は、委員の半数以上が出席しなければ、<u>会議を開く</u>ことができない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>審議会</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは<u>会長</u>の決するところによる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 <u>審議会</u>の<u>会議</u>（以下「<u>会議</u>」という。）は、会長が招集する。</p> <p>2 <u>会議</u>は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>会議</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは<u>議長</u>の決するところによる。</p>

<p>5 (略)</p> <p>(オブザーバー)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p>	<p>5 (略)</p> <p><u>(書面による審議)</u></p> <p><u>第7条</u> 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。</p> <p>2 前条第2項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。</p> <p>(オブザーバー)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(報酬)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第10条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> (略)</p>
---	---

第7条 朝来市景観審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(会議)</p> <p>第3条 審議会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、<u>審議会</u>の議長となる。</p> <p>3 <u>審議会</u>は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>4 <u>審議会</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第3条 <u>審議会</u>の<u>会議</u>（以下「<u>会議</u>」という。）は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、<u>会議</u>の議長となる。</p> <p>3 <u>会議</u>は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>4 <u>会議</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p><u>(書面による審議)</u></p> <p><u>第4条</u> 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。</p> <p>2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合</p>

<p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第4条(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第5条(略)</p> <p>(委任)</p> <p>第6条(略)</p>	<p>において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p> <p>第5条(略)</p> <p>(庶務)</p> <p>第6条(略)</p> <p>(委任)</p> <p>第7条(略)</p>
---	--

第8条 朝来市重要文化的景観保護条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(会議)</p> <p>第15条 整備管理委員会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、<u>整備管理委員会</u>の議長となる。</p> <p>3 <u>整備管理委員会</u>の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>4 <u>整備管理委員会</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(関係機関との情報の共有)</p> <p>第16条(略)</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p>	<p>(会議)</p> <p>第15条 <u>整備管理委員会の会議</u>(以下「<u>会議</u>」という。)は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、<u>会議</u>の議長となる。</p> <p>3 <u>会議</u>は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>4 <u>会議</u>の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>(書面による審議)</p> <p>第16条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。</u></p> <p>(関係機関との情報の共有)</p> <p>第17条(略)</p> <p>(報酬及び費用弁償)</p>

第17条 (略) (庶務)	第18条 (略) (庶務)
第18条 (略) (委任)	第19条 (略) (委任)
第19条 (略)	第20条 (略)

第9条 朝来市子ども・子育て会議条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、朝来市子ども・子育て会議（以下「 <u>会議</u> 」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 <u>会議</u> の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 法第77条第1項各号に掲げる事項に関する <u>こと</u> 。 (2) 前号に規定するもののほか、 <u>会議</u> が必要と認める <u>事項</u> (組織) 第3条 <u>会議</u> は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)～(6) (略) (7) <u>住民の代表者</u> (8) <u>前各号に掲げる者のほか市長が必要と認めたもの</u> (会長及び副会長) 第5条 <u>会議</u> に、会長及び副会長各1人を置く。 2 (略) 3 会長は、会務を総理し、 <u>会議</u> を代表する。 4 (略) (会議) 第6条 <u>会議</u> は、会長が招集し、会長が議長となる。 2、3 (略)	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、朝来市子ども・子育て会議（以下「 <u>子育て会議</u> 」という。）を置く。 (所掌事務) 第2条 <u>子育て会議</u> の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。 (1) 法第77条第1項各号に掲げる事項を <u>処理すること</u> 。 (2) 前号に規定するもののほか、 <u>子育て会議</u> が必要と認める <u>事項について調査審議すること</u> 。 (組織) 第3条 <u>子育て会議</u> は、委員15人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)～(6) (略) (7) <u>公募による市民</u> (8) <u>前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者</u> (会長及び副会長) 第5条 <u>子育て会議</u> に、会長及び副会長各1人を置く。 2 (略) 3 会長は、会務を総理し、 <u>子育て会議</u> を代表する。 4 (略) (会議) 第6条 <u>子育て会議の会議</u> （以下「 <u>会議</u> 」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。 2、3 (略) <u>(書面による審議)</u> 第7条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕</u>

<p>(庶務) 第7条 <u>会議</u>の庶務は、教育委員会事務局こども育成課において処理する。</p> <p>(委任) 第8条 この条例に定めるもののほか、<u>会議</u>の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p>	<p><u>がないと認めるとき、又は困難と認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。</u></p> <p>(庶務) 第8条 <u>子育て会議</u>の庶務は、教育委員会事務局こども育成課において処理する。</p> <p>(委任) 第9条 この条例に定めるもののほか、<u>子育て会議</u>の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。</p>
---	---

第10条 朝来市空家等の適切な管理及び有効活用の促進に関する条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(会議) 第17条 審議会は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、<u>審議会の議長</u>となる。</p> <p>3 <u>審議会の会議(以下「会議」という。)</u>は、委員の半数以上が出席しなければ、<u>開くことができない。</u></p> <p>4 <u>審議会</u>の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 (略)</p>	<p>(会議) 第17条 <u>審議会の会議(以下「会議」という。)</u>は、会長が招集する。</p> <p>2 会長は、<u>会議</u>の議長となる。</p> <p>3 <u>会議</u>は、委員の半数以上が出席しなければ<u>開くことができない。</u></p> <p>4 <u>会議</u>の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>5 (略) <u>(書面による審議)</u></p> <p>第18条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第3項及び第4項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものと</u></p>

<p>(庶務)</p> <p><u>第18条</u> (略)</p> <p>(民事による解決との関係)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(過料)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p>	<p>する。</p> <p><u>3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第19条</u> (略)</p> <p>(民事による解決との関係)</p> <p><u>第20条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第21条</u> (略)</p> <p>(過料)</p> <p><u>第22条</u> (略)</p>
--	--

第11条 朝来市公共交通会議条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(会議)</p> <p>第6条 交通会議は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 <u>交通会議の会議（以下「会議」という。）は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。</u></p> <p>3 <u>交通会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(専門部会)</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 <u>交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。</u></p> <p>2 <u>会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</u></p> <p>3 <u>会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</u></p> <p>4 (略)</p> <p><u>(書面による審議)</u></p> <p><u>第7条 前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。</u></p> <p>(協議結果の取扱い)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(専門部会)</p>

第8条 (略) (庶務)	第9条 (略) (庶務)
第9条 (略) (委任)	第10条 (略) (委任)
第10条 (略)	第11条 (略)

第12条 朝来市介護保険事業計画等審議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
(会議) 第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。	(会議) 第6条 <u>審議会の会議</u> (以下「 <u>会議</u> 」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。
2 <u>審議会の会議</u> は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。	2 <u>会議</u> は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
3 <u>審議会の議事</u> は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。	3 <u>会議の議事</u> は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
	4 <u>会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。(書面による決議)</u>
	第7条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。</u>
	2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</u>
	3 <u>第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。</u>
(庶務) 第7条 (略) (委任)	(庶務) 第8条 (略) (委任)
第8条 (略)	第9条 (略)

第13条 朝来市障害者自立支援協議会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(会議) 第6条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 <u>協議会の会議(以下「会議」という。)</u>は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>協議会の議事は</u>、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(専門部会) 第7条 (略) (庶務) 第8条 (略) (委任) 第9条 (略)</p>	<p>(会議) 第6条 <u>協議会の会議(以下「会議」という。)</u>は、会長が招集し、会長が議長となる。</p> <p>2 <u>会議は</u>、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>会議の議事は</u>、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 (略) <u>(書面による審議)</u> 第7条 <u>前条第1項の規定にかかわらず、会長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。</u></p> <p>2 <u>前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>第1項の規定により書面による審議を行ったときは、会長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。</u></p> <p>(専門部会) 第8条 (略) (庶務) 第9条 (略) (委任) 第10条 (略)</p>

第14条 朝来市遺跡発掘調査等検討委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(会議) 第6条 検討委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 <u>検討委員会の会議(以下「会議」という。)</u>は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>検討委員会の議事は</u>、出席委員の過</p>	<p>(会議) 第6条 <u>検討委員会の会議(以下「会議」という。)</u>は、委員長が招集し、委員長が議長となる。</p> <p>2 <u>会議は</u>、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 <u>会議の議事は</u>、出席委員の過半数を</p>

<p>半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(庶務)</p> <p><u>第7条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p>	<p>もって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>4 (略)</p> <p><u>(書面による審議)</u></p> <p><u>第7条 前条第1項の規定にかかわらず、委員長が会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は困難であると認めるときは、委員に書面を送付し、審議することをもって会議に代えることができる。</u></p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「出席」とあるのは「署名」と読み替えるものとする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定により書面による審議を行ったときは、委員長は、速やかにその結果を委員に報告しなければならない。</u></p> <p>(庶務)</p> <p><u>第8条</u> (略)</p> <p>(委任)</p> <p><u>第9条</u> (略)</p>
---	---